

会 議 録

- ・ 会議の名称 令和6年度 第1回 富士川町成年後見制度利用促進協議会

・

- ・ 会議日時 令和6年5月29日（水）午後2時から午後3時10分

- ・ 開催場所 富士川役場1階会議室

- ・ 出席者 委員7名（欠席者0名） 事務局7名 傍聴者0名

- ・ 運営協議会内容

1 開会

2 委嘱状交付

3 町長挨拶

4 委員及び職員自己紹介

5 会長、副会長選出

6 会長挨拶

7 議事

（1）富士川町の成年後見制度等の取組状況と課題について

（2）富士川町中核機関および成年後見制度利用促進協議会の実施について

（3）今後の事業実施予定について

8 その他

9 閉会

- ・ 発言の内容

議事

（1）から（3）について

資料に基づき事務局より説明

A 委員：市民後見人養成講座での基礎研修について、興味がある科目だけ出席をすることは可能か。

B 事務局：詳細は持ち帰り検討になるが、基本的には全講座受講をしてもらい修了になるため、全科目必須になる。

C 委員：素人的に考えて、成年後見人が必要な人とするのは、身寄りがない方など、親族がおらず対応が困難な方が必要になると思う。町としては、どんな方に成年後見人がつくべきだと考えているのか。

D 事務局：事務局としても、どのような方がつくべきという明確なものが、あるわけ

ではない。しかし実際に相談があるケースは、身寄りがいない方や親族がいても関りが難しいなどの理由を抱えている方が多い。そのような方には、成年後見制度などの権利擁護支援を検討する必要があると考える。また、親族がいても対応が難しい事・日常生活自立支援事業がついていても対応が難しい事がある。そのようなケースにつきましても、必要性について検討をする必要があると考える。資料の中でも説明したが、高齢化が進み障がい者をみる親御さんも高齢になり親亡き後の支援も今後必要になると思われる。

C 委員：そういう考えがあるのであれば、成年後見制度のニーズアンケートでもあるように、8割以上の方が相談先が分からないという結果が出ている。周知をして、6割になった時には改善したとなるのだが、周知するだけではなく、ある程度町としても、ニーズを抱えている人を把握しているのであれば、そこに焦点を当てて周知をした方が効率的ではないか。町全体に周知するだけではだめだと思う。

E 委員：成年後見制度は、一般の方にも知ってもらわないといけないと思う。町に相談をする場合にも、地域の方がこの方に権利擁護支援が必要だと認識して相談をしてもらう必要がある。必要な人にピンポイントで必要な情報が行くことはいい事だと思うが、地域全体で権利擁護が必要な人を見つけていくことが重要になる。やはり行政にも限界があるところであり、本当に必要な方に権利擁護支援を使っていただくようになればいい。まずは、住民にも周知をして相談をあげてもらう。すべての人に成年後見制度をつけるものではなく、相談に上がってきた人が本当に権利擁護支援が必要なのかを検討することが必要。

F 委員：別の市町村の方から以前、この利用促進というのは介護保険みたいに誰でも利用できるのか質問されたことがある。この成年後見制度の利用促進は、支援が必要な方に必要な支援を提供していくものになる。実務をする中でも、この方が本当に成年後見制度が必要な方なのかを見分けることは難しい事。中核機関が出来ることで、成年後見制度だけでない権利擁護支援の必要性について検討することができるため、本人に本当に支援が必要なのか見極めることが出来る。周知の部分については、支援が必要な方だけでなく、広く住民にも周知をする必要があると思う。また、金融機関などでは、実際に何度も通帳をなくしている方などに遭遇する場合がある。そのような方に対して、チラシを元に相談窓口を案内することは、即効性があるのではないか。チラシの配布先については、検討が必要かなと思う。

G 委員：金融機関の窓口の職員がみんな、成年後見制度について熟知してるかという疑問視があるところ。マニュアルを見ながら、正当管理者であるとかを調査しながらやる。どうしても、マニュアルを見ながら行くと、成年後見人がついていないか対応が異なる。このケースは、成年後見制度をつけるべきなのかの判断は、我々には難しい。個人の方の資産や家庭環境まで踏み込めない。勉強を行っていきたいと思う。

F 委員：チラシの内容が、「成年後見制度の窓口ができました」となっていると、相

談がしづらいかなと。今度出来た中核機関は、成年後見制度に結び付く前段階での相談ができる場所でもある。成年後見制度を使った方がよいとの判断は、専門職でも判断が難しい。金融機関の方が判断したりではなく、この中核機関に丸投げをするイメージでよいのではないか。何か困っていることがあれば、この中核機関に相談してみたらどうですかと繋げることが出来ればいいかなと思う。

H 委員：障がい者支援をしている中でも、成年後見制度の相談件数は増えている現状。今までは、相談窓口として社会福祉協議会に頼っていた部分もある。どうしても、色々な事が絡みあっているケースが多く、うまくいかないことが多く悩むことがあったが、今後は中核機関が出来たので困難な事例についても、相談が出来ることが多いかなと思っている。色々な問題を見据えていかないといけないので、本当に難しい。障害の方では、基幹相談支援センターが出来たので、今後連携を図っていきたい。

E 委員：チラシについては、「成年後見制度の相談窓口ができました」とすると、相談内容が定まってしまうので、見直した方がよい。大きいタイトルは無くてもいいのでは。他町村では、金融機関を対象にした出前講座を実施しているところもある。金融機関は、制度の必要性を見つけやすいため、今後そのような事もしていってもいいかなと思う。

A 委員：チラシの中に、成年後見人等と記載があるが、保佐人・補助人という言葉に記載した方がいいのではないかなと思う。

C 委員：中核機関の窓口で、困っているご本人の代わりに地域の方が来て、情報提供するのには問題がないのか。

I 事務局：もちろんです。周知につきましても、毎年、独居の高齢者の名簿を作成し、民生委員や区長を介して組長に渡している。今回の、中核機関設置についても民生委員の会議の中で周知をしていく。併せて、市民後見人養成講座の周知も行っていく。